

# 高等学校等就学支援金

高校の授業料には、国による**返還不要**の支援制度があります。

**沖縄県では約9割の生徒が利用しています。**

## 対象者

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- ・所得による制限を超過している
- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了している
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制の場合は別途算定）を超えている

## 所得基準

保護者等の「**市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額**」（政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算）の**合計額が304,200円（年収目安約910万円）未満**の高校生等は就学支援金を受給することができます。

※ 「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

**県立高校では就学支援金を受給すると、  
授業料が実質無料になります。**

【お問い合わせ先】 教育庁教育支援課（098-866-2711）  
または各県立高校